

# 助成金申請団体用規約（規則）作成例

## 〇〇の会 規約（会則）例

### 規約（会則）について

市民活動団体は、公益的活動（みんなのために活動）をする団体ですから、「この団体は何をしているのだろうか？」といった不安を相手に与えないためにも規約や決算書などをできるだけ公開し、みんなに信用されることが必要です。

また、「気心の知れた人しか入会できない」といった入会の条件を付けることも私的な団体との印象を受けます。

団体の趣旨に賛同した人なら「誰でも入会」「いつでも退会」できる団体であることが理想的です。

そのために、入会した人が勝手に会の目的外の活動をしてしまわないよう、「何をしようとしている団体か」を規約で明確にしておくことが必要です。

### （名 称）

第1条 この団体は、〇〇の会という。

### （所在地）

第2条 この団体は、宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

### （目 的）

第3条 この団体は、〇〇のために〇〇をすることで〇〇することを目的とする。

※（目的）は団体の存在意義を内外に示す重要な事項です

（何をすることを目的にしている団体なのか）

1 冒頭に団体が思っている問題意識や設立趣旨を書いても可

（〇〇を問題と捉え、 〇〇を解決するため）

2 〇〇のために（どんな人を対象に活動するか）

市民活動団体は、公益的活動をする団体ですので、ここが「会員のため」となっていると自助・共助団体とみなされ、申請の対象とならない場合がございます。市民や住民など多くの方が受益対象となっていることが必要です。

3 〇〇をすることで（団体の使命、目的、目標）

何をしようとしている団体か一般の方にもわかりやすい内容で自分の団体をアピール。

4 （結び）（例：まちづくりに・公益の増進に・健康の増進に・環境の保全に）寄与することを目的とする。

## 助成金申請団体用規約（規則）作成例

（活動内容）

第4条 団体の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1）〇〇〇〇活動
- （2）〇〇〇〇事業
- （3）〇〇〇〇

（会 員）

第5条 団体の会員は、会の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

必要に応じて会員の種類、会費、入会や退会の方法を加えます。

（役 員）

第6条 団体に次の役員を置く。

- （1）役員 〇名
- （2）幹事 〇名
- （3）〇〇 〇名

2 役員のうち1人を会長、〇人を副会長とする。

役員を置く場合は、役員の規定を設けます。役員を選出方法や役割、任期なども加えます。

（会 議）

第7条 団体に次の会議を置く。

- （1）総会
- （2）役員会
- （3）〇〇会

団体の意思決定を決める場ですので、会議の持ち方も規約で決めておくことを薦めます。

総会で決めることや役員会で決めること（規約の変更・計画や予算決算・重要な事項など）や定足数、議決の方法などを加えます。

（委任又は雑則）

第8条 この規約に定めのない事項は、〇〇会で協議の上決定する。

（附 則）この規約は、団体設立の日から施行する。